

Q16. 通常学級における教科用特定図書等（拡大教科書等）の無償給与制度についてその概要を説明してください。

A. 教科用特定図書等のうち、拡大教科書及び点字教科書については、平成16年より、予算措置として通常の学校に在籍する弱視の児童生徒にも無償給与されていましたが、平成20年9月に施行された教科用特定図書等普及促進法により、無償措置が法定化されました。

現在、無償給与の対象となるのは、国・公・私立の義務教育諸学校に在籍する視覚に障害のある児童生徒であり、給与される教科用特定図書等については、給与対象者が在籍している学校において使用する教科書と同一の内容の教科書となっています。

教科用特定図書等の需要数の報告や無償給与にかかる事務手続きについては、教科用特定図書等普及促進法及び関連の政省令、実施要項に定められています。